タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団による増大した脅威及びこのような脅威に対処するための努力に係る課題を認識し、

文民の犠牲の多さに深刻な懸念を表明し、国際人道法及び国際人権法の遵守並びに文民の保護を確保するためのすべての適切な措置を取ることを要請し、

文民の犠牲の危険性を最小化するためＩＳＡＦその他の国際部隊により行われている追加的な努力を認識し、これに関連して、引き続き強化された努力（任務の主要な要素として、アフガニスタン住民の保護に更に焦点を当てることを含む。）を行う意図を歓迎し、また、戦術及び手続の継続的な見直し、並びに文民の犠牲者が発生し、かつアフガニスタン政府が共同調査を行うことが適当であると判断する場合にアフガニスタン政府と協力して実施される事後の見直し及び調査を行うことの重要性に留意し、

治安部門の改革における進展を認識し、この点に関する国際的なパートナーによる支援、特にアフガニスタンにおける北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）訓練ミッションの設立、計画されている欧州憲兵隊（ＥＦＧ）のこのミッションへの貢献及びアフガニスタン国家警察に供与される支援（欧州連合警察ミッション（ＥＵＰＯＬ　アフガニスタン）を通じたものを含む。）を歓迎し、また、アフガニスタンが国際援助機関と共に、アフガニスタン国軍及びアフガニスタン国家警察を更に強化し、非合法武装集団の解体及び麻薬対策における努力を増進させる必要性を強調し、

この文脈で、処罰を免れることを終わらせること、司法部門、法の支配及び女性と女児を含むアフガニスタンにおける人権の尊重並びにアフガニスタンにおける刑務所部門の再建及び改革におけるアフガニスタン政府による更なる進展の重要性を強調し、

すべてのアフガニスタンの政党及び集団に対し、アフガニスタン憲法の枠組み内で平和的な政治対話に建設的に従事し、国の社会経済開発のため国際援助機関と協力し、暴力に訴えること（非合法武装集団の使用を含む。）を回避することを再度要請し、アフガニスタン憲法の枠組み内で、また、安全保障理事会決議第千二百六十七号（千九百九十九年）及びその他の関連する決議により導入された措置の実施を十分に尊重して、アフガニスタン政府主導の再統合及び和解計画の実施を奨励し、

二千九年の大統領選挙及び地方議会選挙を組織するためにアフガニスタン当局が果たした主導的役割並びに国際連合及びＩＳＡＦの支援に留意し、また、二千十年の選挙に向けた適時かつ秩序ある準備及びこの点についての国際的な支援の必要性を認識し、

隣接の及び地域のパートナー並びに地域機関によるアフガニスタンの安定化のための貢献の重要性を認識し、アフガニスタンにおける治安、統治及び開発を促進するための効果的な手段として地域協力を進めることの決定的な重要性を強調し、また、この点に関する地域の努力を歓迎し、

ＩＳＡＦとＯＥＦ連合との間の継続的な調整、及びＩＳＡＦとアフガニスタンにおける欧州連合のプレゼンスとの間に確立された協力を歓迎し、

ＮＡＴＯにより提供される指導的役割並びにＩＳＡＦ及びアフガニスタンにおけるテロとの闘いの活動の枠内で、かつ国際法の適用可能な規則に従って実施される海上阻止の要素を含むＯＥＦ連合への多数の国による貢献に対する評価を表明し、

アフガニスタンにおける情勢が引き続き国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを認定し、

アフガニスタン政府と調整し、ＩＳＡＦの任務の完全な履行を確保することを決意し、

これらの理由により国際連合憲章第七章の下で行動し、

1．決議第千三百八十六号（二千一年）及び第千五百十号（二千三年）が定める国際治安支援部隊の承認を二千九年十月十三日から十二ヶ月間延長することを決定する。

2．ＩＳＡＦに参加している加盟国に対し、その任務を遂行するために必要なすべての手段をとる権限を付与する。

3．ＩＳＡＦにつき、その運用上のすべての要求に応えるため、これを更に強化する必要性を認識し、この関連で、加盟国に対し、要員、装備その他資源をＩＳＡＦに提供することを要請する。

4．包括的な枠組みの中で、アフガニスタン治安部門の機能性、専門性及び説明責任を増大させることの重要性を強調し、ＩＳＡＦ及びその他のパートナーに対し、治安を確保し、アフガニスタンの全地域にわたって法の支配を確保する、自立的で責任があり、民族的均衡のとれたアフガニスタン治安部隊を目指すとの目標に向けた前進を加速させるため、アフガニスタン国家治安部隊を訓練し、指導し及び強化するための努力を、財源の許す限り継続することを奨励し、全土にわたる治安の責任についてのアフガニスタン当局が果たす指導的役割の増大を歓迎し、また、計画されているアフガニスタン国軍及びアフガニスタン国家警察の拡大を支援することの重要性を強調する。

5．ＩＳＡＦに対し、部隊の任務の履行について、アフガニスタン政府、事務総長特別代表及びＯＥＦ連合と緊密に協議しつつ活動を継続することを要請する。

6．ＩＳＡＦの指導部に対し、その任務の履行について、事務総長を通じて安全保障理事会に定期的に報告（四半期報告の提出を通じるものを含む。）することを要請する。

7．この問題に引き続き積極的に関与していくことを決定する。

○財務省・農林水産省告示第二十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十日

財務大臣　藤井　裕久

農林水産大臣　赤松　広隆

一中「年一分六厘」を「年一分七厘」に、「年一分七厘五毛」を「年一分八厘五毛」に、「年二分七厘五毛」を「年二分八厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え十年以下	年一分七厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分五毛
十三年を超え十五年以下	年二分一厘五毛
十五年を超え十六年以下	年二分二厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年二分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年九厘五毛
八年を超え十年以下	年一分一厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分二厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分六厘五毛
十六年を超え三十五年以下	年一分七厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十四号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十日

財務大臣　藤井　裕久

農林水産大臣　赤松　広隆

「年二・八五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。